資料編

1 委員会名簿

(1) 座間市地域保健福祉サービス推進委員会 ● ● ● ●

	区 分	所 属	氏 名	備考
1	- 保健医療関係団体	座間市医師会	中川 正行	
2	休姓达尔因尔凹件 	座間歯科医師会	金井 雅仁	副委員長
3		 座間市障害者団体連合会 	加藤の興和	
4	福祉関係団体	健康ざま普及員連絡協議会	座間・アサ子	
5	他位例派的体	座間市社会福祉協議会	大友 奉	委員長
6		座間市民生委員児童委員協議会	戸矢 諄子	
7	· 社会福祉事業関係者	アガペサポートセンター	田中誠一	
8	1 社会領征争未民旅行	特別養護老人ホーム サライ	久保田 芳洋	
9	学識経験者	元和泉短期大学特任教授	豊福・義彦	
10	子。	元座間市教育委員長	佐藤 節子	
11	小草本兄	公募市民	小林 征司	
12	公募市民	公募市民	平田理絵	
13	関係行政機関	厚木保健福祉事務所	北原 稔	
14	・ボランティア団体	子育てサークル「ハグハグ」	稲垣 文野	
15	ハンンノ1万凹件	座間市ボランティア連絡協議会	長谷川昌夫	



(2)座間市障害者計画等策定委員会 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

	所属	役 職	氏 名	備考
1	福祉部福祉長寿課	課長	髙橋・一元	
2	福祉部子育て支援課子育て支援係	副主幹兼係長	杉浦・俊夫	
3	健康部医療課医療給付係	副主幹兼係長	清水 泰博	
4	企画財政部財政課財政係	主事	久保 秀満	
5	市民部市民協働課市民協働担当	担当課長	伊藤 信裕	
6	環境経済部商工観光課商工観光係	主幹兼係長	山中 勝久	
7	都市部都市計画課都市計画係	主幹兼係長	井上 千尋	
8	都市部道路課	副主幹	稲垣の知	
9	教育部教育指導課	課長	唐木田 正富	
10	福祉部障がい福祉課	課長	吉山幸一	
11	福祉部障がい福祉課障がい福祉係	副主幹兼係長	会田 初美	
12	福祉部障がい福祉課障がい福祉係	主事	高橋純	



(3)座間市障害者計画等策定作業部会 ●●●●●●●●

	所属	氏 名	備考
1	座間市身体障害者協会	佐藤、義征	
2	座間市視覚障害者協会	 鈴木 孝幸 	
3	座間市聴覚障害者協会	桑原章一	
4	座間市腎友会	後藤 大二郎	
5	座間市手をつなぐ育成会	香川利夫	知的障害
6	座間市重症障害児の会(ゆいま~る)	津田真弓	
7		外川 裕美	自閉症
8	サポートざま	堤 年春	精神障害
9	座間市小規模障害者施設等連絡協議会	草間 幸子 山口 新	
10	NPO 法人 宝島	米田 真由美	知的障害 身体障害
11	座間市障害者入所施設建設促進会	太田 洋子	知的障害
12	ワーカーズ・コレクティブこかげ	武尾 昌子	精神障害
13	ケアサービス サンセール	勝又一成	事業者
14	てまりホームヘルプサービス	長井 隆政	事業者
15	座間市福祉部障がい福祉課	吉山 幸一 会田 初美 高橋 純	部会長



(4)座間市地域自立支援協議会 ● ● ● ● ●

	区分	所属	氏 名	備考
1		アガペサポートセンター 総合相談室	田原 雄二	副会長
2	相談支援事業者	大和市・座間市・綾瀬市共同地域活動支援センターコンパス	風間 康子	
3	障害福祉サービス事	特定非営利活動法人 緑の家	草間 幸子	会長
4	業者	座間市社会福祉協議会 在宅サービス事業所	遠藤 倫子	
5	- 就労	厚木公共職業安定所	渋谷 良弘	
6	₩.ZJ	県央地域就労援助センターぽむ	柳川 圭介	
7	教育	神奈川県立座間養護学校	田口 雅巳	
8	当事者	座間市障害者団体連合会	鈴木 孝幸	
9	- 専門相談機関	厚木児童相談所	福間の徹	
10		厚木保健福祉事務所	露木 美和子	
11	医療	相模台クリニック	丸 香奈恵	
12	事務局	障がい福祉課	吉山幸一	



2 計画策定の経過

◆座間市地域保健福祉サービス推進委員会

開催年月日

内 容

平成24年 1月18日 ・座間市障害者計画及び障害福祉計画(素案)について

平成24年 3月 9日 •

11

◆座間市障害者計画等策定委員会

開催年月日

内 容

平成24年 1月17日 ・座間市障害者計画及び障害福祉計画(素案)について

平成24年 3月14日 •

◆座間市障害者計画等策定作業部会

開催年月日

内容

- 平成23年11月18日 ・障害者計画及び障害福祉計画改定の概略について
 - アンケート調査及び団体ヒアリング調査の施策別分析結 果について
 - ・指定障害福祉サービス等見込量の一次集計報告

平成23年11月25日 ・障害者計画及び障害福祉計画改定に向けた現状・課題と 方向性について

平成23年12月16日 ・障害者計画及び障害福祉計画の素案について

平成24年 1月16日

11

平成24年 2月24日 ・

"



◆座間市地域自立支援協議会

開催年月日	内 容
平成23年 7月28日	• 障害者計画及び障害福祉計画改定の概略について
	• 障害者計画及び障害福祉計画改定の進捗状況について
平成23年12月19日	• 障害者計画及び障害福祉計画(素案)について
平成24年 3月15日	• 11

◆座間市地域自立支援協議会事務局会議

開催年月日	内容
平成23年 9月13日	・障害者計画及び障害福祉計画改定の概略について
	・障害者計画及び障害福祉計画改定の進捗状況について
平成23年12月12日	・障害者計画及び障害福祉計画改定の進捗状況について
平成24年 2月27日	• //



3 アンケート調査等の概要

(1) アンケート調査の概要(1) アンケート調査の概要

①調査対象 身体障害者手帳をお持ちの方 1,350 人

療育手帳をお持ちの方 300人

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 350人

②調査期間 平成23年8月8日~平成23年8月15日

③調査内容 生活実態、サービスの利用意向、就労、社会参加など

身体 • 知的 53問 精神 54問

4回収状況

調査票の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	1, 350	737	54. 5%
知的障がい者	300	149	49. 6%
精神障がい者	350	181	51. 7%
合計	2, 000	1, 067	53. 3%

(2) 団体ヒアリング調査の概要 ● ● ● ● ● ●

①調査対象

障害者団体等市内16団体

• 身体障害者協会

• 視覚障害者協会

• 聴覚障害者協会

• 腎友会

・座間市手をつなぐ育成会

・自閉症児者親の会(座間やまびこ)

・ 重症障害児者の会(ゆいま~る)

・精神障害者家族会(サポートざま)

・アガペ

緑の家

・ワーカーズコレクティブこかげ

• 歩会

• 障害者入所施設建設促進会

• 小規模障害者施設等連絡協議会

• 座間養護学校

・てまりホームヘルプサービス

②調査期間 平成 23年9月28日~平成23年9月30日

③調査内容

障がい者に対する理解、障がい者を取り巻く環境

就労、保健 医療、療育 教育、生活環境



4 パブリックコメントの概要

①対象者 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所・事業所を有する法人ま

たはその他の団体

②募集期間 平成24年1月19日~平成24年2月17日

③提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、メール

④提出者数2名⑤意見総数5件

⑥対応状況

区 分		件数
1	計画に反映されているもの	1件
2	今後の取組みの参考とするもの	4件
3	計画へ反映できないもの	O件

⑦意見の内訳

意見概要	区分
障がい者への差別の撤廃について	2
重度心身障がい者の居場所づくりについて	2
重度心身障がい(児)者介護手当てについて	2
精神障がい者の福祉増進について	1
行政職員の資質向上について	2



5 用語解説

■か行

グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、数人の 障がい者(身体・知的・精神)が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同 居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的 生活援助が行われる。

ケアホーム

障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスの一種で、サービス名は「共同生活介護」。重度の障がい者(身体・知的・精神)が主として夜間に介護サービスを受けながら生活する共同入居施設をいう。

権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、 福祉サービスの利用援助を行なうことにより、自立した地域生活が送れるよう、その 人の権利を擁護すること。

■さ行

災害時要援護者登録名簿

災害時における避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うため、災害時に 自力で避難ができず、周りの支援を必要とする方の名簿を作成し、関係機関で情報を 共有するもの

自閉症

脳の中枢神経に何らかの先天的な問題がある脳の発達障がい。症状の特徴は、①対 人関係に疎通性を欠き、②ことばの発達に遅れと異常が認められ、③特定のものに執 着するというものである。

重点施策実施5か年計画

平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間を計画期間とする「障害者基本計画」に基づく諸施策の着実な推進を図るため策定された計画。平成 20 年度から 24 年度までの後期5年間に重点的に取り組むべき課題について、120 の施策項目と 57 の数値目標、その達成期間を定めている。



障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

ジョブコーチ (職場適応援助者)

障がい者が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障がい者の 職場への適応を支援する。職場にジョブコーチが出向き、障がい者が職場に適応でき るよう仕事への対応を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対しても 助言を行い、職場や職場環境の改善を提案する。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群を指す。高脂血症・高血圧・糖尿病・心筋梗塞・動脈硬化・脳梗塞・がんなどが挙げられる。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの 状態にあると認めた者に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分さ れ、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。

成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。



■た行

地域生活支援事業

障害者自立支援法によって法定化された事業であり、法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められている。市町村等は、障がい者が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

特別支援学級

学校教育法の一部改正(平成 19 年 4 月施行)により「特殊学級」から名称変更されるもの。軽度の障がいのある児童生徒のために、学校教育法第 75 条の規定により小中学校等に設置される学級で、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がいの障がいのある児童生徒を対象としている。

特別支援教育

これまでの特殊教育の対象だけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

■な行

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な概念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がいのある人々に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。



■は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

福祉教育

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、授産施設や小規模作業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し、生きがいをつくる意味あいがある。

■ま行

民生委員児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活を営むために必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進する地域の相談・支援ボランティア。民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっている。



■や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目ざす概念。1990年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス[Ronald Mace]博士(1941—1998)が提唱したもので、デザインに次の7つの原則を提案している。

「どんな人でも公平に使えること」

「使う上で自由度が高いこと」

「使い方が簡単で、すぐに分かること」

「必要な情報がすぐに分かること」

「うっかりミスが危険につながらないこと」

「身体への負担(弱い力でも使えること)」

「接近や利用するための十分な大きさと空間を確保すること」

要約筆記

聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

■ら行

理学療法

身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。理学療法の中には大きく分けて運動療法と物理療法がある。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。

療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。



療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がい者(児)は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。





座間市障害者計画 • 第三期障害福祉計画

発行日:平成24年3月

発行者:座間市

編 集:座間市福祉部障がい福祉課

〒252-8566 座間市緑ケ丘-丁目1番1号

電話 046-255-1111(代表)

